

令和5年

1月号

濱田会計事務所通信

令和5年1月5日発行 Vol.65

新年明けましておめでとうございます

旧年中は一方ならぬお引立てを賜り、心から御礼申し上げます。皆様のお力添えを頂きまして7年目を迎える事が出来ました。今年はいよいよ10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス方式）がスタートします。前年末に発表された令和5年度の税制改正大綱で発表された経過措置など、事業の規模等によりどのように対応すべきかなどがさらに複雑になっています。今年も事務所通信、メールマガジン、YouTubeなどを通じて様々な情報提供を行って参ります。今後とも末永いお付き合いを何卒宜しくお願い申し上げます。



消費税のしくみと仕入税額控除

原則として、事業をしている個人や法人が商品を販売したりサービスを提供した場合、その取引には消費税が課税されており、事業者は消費税を受け取っていることとなります。例えば、事業をしている人が税抜き100万円の商品売却した場合、消費税を10万円受け取ることとなります。（消費税なしで100万円を受け取っていたとしても、909,091円の税抜き代金に90,909円の消費税を受け取っているという計算となります。）

この場合、事業者は消費者から消費税を10万円受け取っていますが、この10万円は事業者のお金ではなく、単に消費者から預かっているお金であるため、最終的には事業者はこのお金を国に納める必要があります。ただし、事業者は消費税を受け取りながら、例えば商品を仕入れたり、電気代を支払ったりなどで、事業者自身が取引の過程で消費税を支払っている事が一般的です。そのため、事業者は受け取った消費税から支払った消費税を控除して事業者が納めるべき消費税の額を計算します。この受け取った消費税から支払った消費税を控除することを「仕入税額控除」といいます。仕入税額控除を行うためには一定の要件があり、要件を満たさない場合は例え消費税の支払いをしていたとしても、仕入税額控除を行う事が出来ません。

例えば売上高100万円で受け取った消費税10万円、仕入代金50万円で支払った消費税5万円の場
合、通常通り計算すると受け取った消費税10万円 - 支払った消費税5万円 で差引5万円の消費税を国に納める事となりますが、仕入代金の請求書を保存していないなどの仕入税額控除の要件を満たしていない場合、支払った消費税5万円は受け取った消費税10万円から引く事が出来ず、結果としてその事業者が納める消費税の額は10万円となります。

この計算をするために事業者は毎年消費税の申告書を作成するのですが、この計算が複雑でもあるため事業者の事務負担に配慮し、一定の規模以下の事業者にはこの消費税の計算と納税を免除する規定や、消費税の計算を簡単に計算する簡易課税制度の規定などがあります。

詳しくは動画でも解説していますので、そちらもご覧下さい。



免税事業者と簡易課税方式

消費税の計算は複雑であるため、一定の規模以下の事業者は消費税の計算を免除されていたり（免税事業者）、消費税の計算を簡単にする簡易課税制度というものを採用することが出来たりします。この一定の規模以下の事業者であるかどうかの判断は原則としてその事業者の2年前の売上高で判断します（例外がたくさんありますので、詳しくは↓の動画などでご確認ください）。2年前の売上高が1000万円以下である場合、その事業者は免税事業者として消費税の計算と納税が免除されます。また、2年前の売上高が5000万円以下である場合、その事業者は消費税の計算方法として簡易課税方式を採用する事が出来ます。

消費税の計算方法を簡易課税方式により計算した場合、通常通りに計算（原則課税方式）した消費税の納税額とは異なる結果となるので、納税者としては簡易か簡易でないかに係わらず、自分にとって有利な計算方式を採用したいと考えますが、要件を満たして消費税の計算方法を簡易課税方式により行いたい場合、事業年度の開始前に税務署に「消費税簡易課税制度選択届出書」というものを提出しておく必要があります。事業年度の開始前とは、例えば令和5年1月1日から始まる年度の場合、令和4年12月31日までに簡易課税制度を採用するか決めておかなければならないという事になります。

この場合、消費税の計算を具体的に行うのは令和6年1月以降となるため、簡易課税と原則課税のどちらの方が有利となるかはそのときになってみないとわかりません。

また、簡易課税制度を採用すると継続して2年間は簡易課税制度で消費税の計算を継続しなければならず、計算方法をこころろ変える事によって、消費税の計算を有利にしようとする事は困難であるような制度となっています。

消費税の免税事業者① 基準期間による納税義務の判定



動画解説はこちら

消費税の免税事業者② 特定期間による納税義務の判定



消費税の簡易課税制度



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。

【最近の動画】

- ・証券会社に強く勧められた投資信託を1年半所有した結果
- ・マイナンバーカードで戸籍の附票を取ってみた
- ・1分で分かる決算書の見方



濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

